

第7章 みんなで進める市民参画のまちづくり

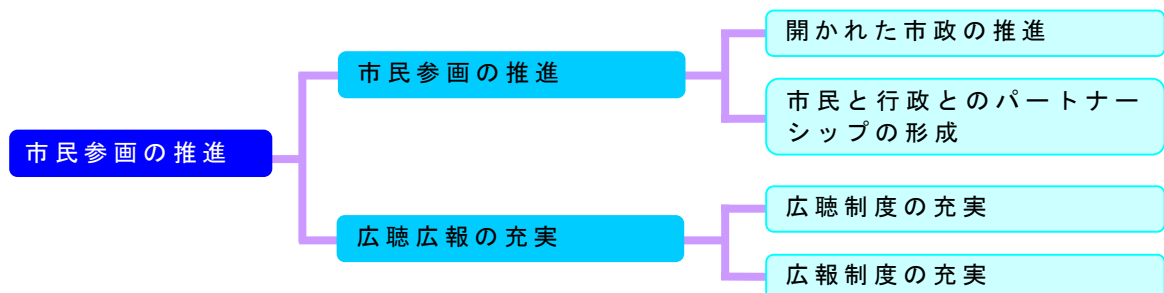
第1節 市民参画の推進

<現状と課題>

これまで、市民生活の充実や教育，文化，まちづくりなどの公共事業等は、主体的に行政が担ってきました。しかしながら，近年，地方分権の進展による市町村への権限移譲等に伴い，実効性の高い行政を機動的に展開することが求められるようになっており，本市においても，行政主導型から，市民と行政とが一体となってまちづくりに取り組む市民との「協働型」のまちづくりへと転換していくことが重要な課題となっています。

このため，市民のニーズを的確に捉え，それに応えながら，行政の考え方や取組について，より早くより正確に情報提供することで，市民と行政との信頼関係を確立し，市民との協力関係（パートナーシップ）を構築していく必要があります。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 市民参画の推進

(1) 開かれた市政の推進

ア 自治基本条例の制定

市政経営の基本理念を定め，市民と行政との役割分担や市民の市政への参画の在り方等を明らかにするための自治基本条例（仮称）の制定に向けた検討を進めます。

イ 情報公開制度の充実

情報公開制度の充実及び適正な運用に努め，市民の「知る権利」を最大限に尊重した，開かれた市政の推進を図ります。また，合併前の市町村が保有してきた公文書も含め，本市の公文書，刊行物を体系的

に保存し、市民の利用に供するため、公文書館（仮称）を設置し、情報資源の確保を図ります。

ウ 個人情報保護制度の充実

個人情報保護制度の充実及び適正な運用に努め、個人情報の不適正な取扱や誤った個人情報の利用により、市民の権利・利益が侵害されることのないようにするとともに、自己の個人情報の開示等本人関与の仕組みの充実に努めます。

(2) 市民と行政とのパートナーシップの形成

各種ボランティアなどの市民活動の促進や地区コミュニティ協議会、自治会、まちづくり団体等の支援・育成に努めるとともに、表彰制度や市民参画のためのイベント・セミナー等を実施し、市民の自主的な市政参画活動への意識の啓発及び参加の促進を図ります。

2 広聴広報の充実

(1) 広聴制度の充実

市民の多様な意見や提言を適切に市政に反映させるため、地区コミュニティ協議会、ふれあい市民会議（市長との対話集会）、女性50人委員会※、市政モニター※、パブリック・コメント※、ご意見箱等の制度を活用して広聴機能を充実するほか、各種審議会委員等について市民からの登用を進めるなど、政策形成過程への市民の参画機会の拡充を図ります。

※女性50人委員会⇒薩摩川内市女性50人委員会。女性の立場から行政と市民に対して提言するなどの活動を行う組織。一般公募，地域推薦により構成。
※市政モニター制度⇒市民の意識を把握するため，モニターの方々にアンケート調査などを行い，今後の市政経営の基礎資料として活用しようとするもの。
※パブリック・コメント制度⇒行政機関が政策の立案等を行おうとする際に，その案をあらかじめ公表し，この案に対して広く意見や情報を提出していただく機会を設け，提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

(2) 広報制度の充実

市政に関する情報を，迅速かつ分かりやすく市民に伝えるため，広報紙，ホームページ等の多様な媒体を活用して，市政広報活動の充実・強化を図るとともに，市民の市政への参画の促進につながるような情報提供に努めます。

第2節 男女共同参画社会の形成

<現状と課題>

少子・高齢化の進行，情報化・国際化の進展など社会経済環境が大きく変化している中で，男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，ともにまちづくりへ参画できる社会の実現が求められています。

しかしながら，法律・制度上では男女平等がほぼ達成されつつあるものの，性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念や慣行が依然として根強く残っています。

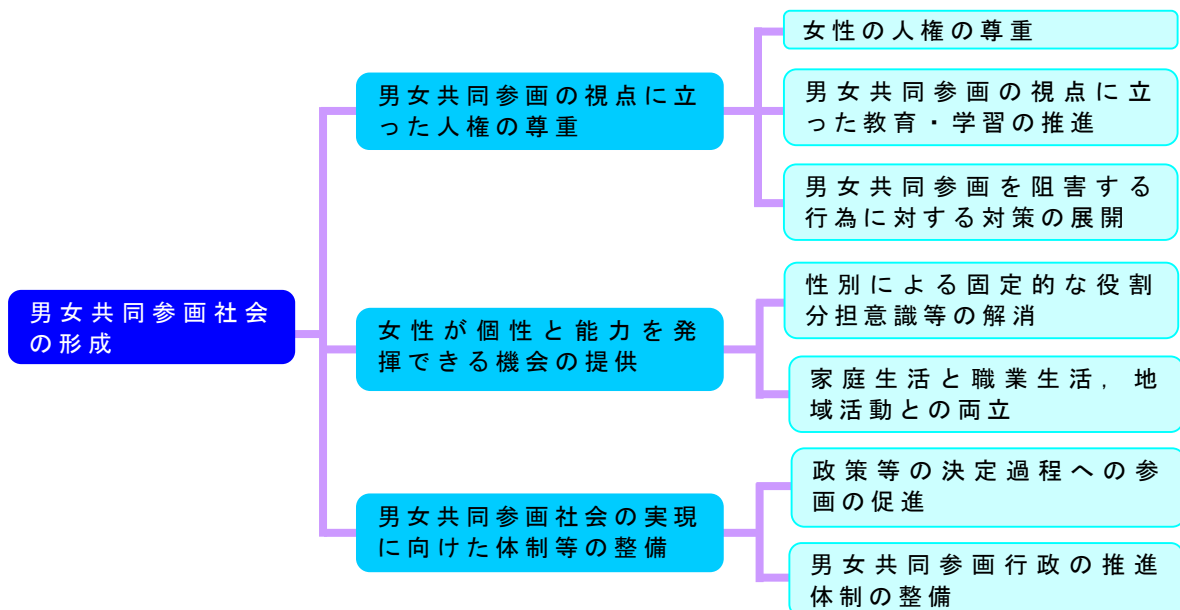
このため，男女が性別にとらわれることなく，対等な社会の構成員として，ともに認め合い，支え合いながら，あらゆる場において，「個人の尊重」と「男女平等」に基づき，その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を積極的に進めていく必要があります。

わが国においては，平成11年6月に，男女共同参画社会※の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され，平成12年12月には「男女共同参画基本計画」が策定されています。

本市においても，平成17年4月に男女共同参画基本条例を施行するとともに，男女共同参画都市の宣言を行い，女性の立場から行政と市民に対して提言する「女性50人委員会」を設置しました。今後は，平成18年3月策定予定の「男女共同参画基本計画」に沿って，更なる男女共同参画社会の形成に向けた各般の取組を進めていくことが必要です。

※男女共同参画社会⇒男女が社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受でき，かつ，共に責任を担うべき社会のこと。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 男女共同参画の視点に立った人権の尊重

(1) 女性の人権の尊重

暴力は人権を侵害するものであり、決して許されるものではなく、また、女性の性的側面のみが強調される性の商品化は女性の基本的人権を侵害するものであるという認識の周知を図るとともに、関係機関との連携により相談体制の充実等に努めます。

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女平等や人権、ジェンダー※についての認識を深める社会教育を進めます。また、人権尊重やジェンダーの視点に立った子育て、教育の推進を通して、無意識のうちに形成される性別にとらわれた従来の意識や価値観の解消が、「個人の尊重」と「男女平等」の実現にとって大きな課題であるという認識の浸透を図ります。

※ ジェンダー⇒生物学的、医学的な性別（sex）に対して、社会的、文化的に形成された性別（gender）のこと。例えば、「男は仕事、女は家庭」など個人ではなく性別によりその役割を決め付けることなどは、ジェンダーが根底にあると言われている。

(3) 男女共同参画を阻害する行為に対する対策の展開

ドメスティック・バイオレンス※やセクシュアル・ハラスメント※など男女共同参画を阻害する行為は、性別による固定的な役割分担意識や

男女間の経済力の差などの様々な要因により引き起こされることから、その実態を把握し、幅広い分野にわたる関係機関の連携により、被害者の保護と自立に向けた支援等の対策を講じるとともに、加害者の更正方法等の調査・研究を進めます。

- ※ ドメスティック・バイオレンス（DV）⇒婚姻しているかいないかにかかわらず、親密な関係にある夫婦や恋人間で行われる暴力のこと。
- ※ セクシャル・ハラスメント⇒相手の意に反する性的な言動により、その言葉を受けた者の日常生活や正常な能力の発揮などを妨げること、またはその者の対応の仕方によって、その者に対して不利益を与えること。

2 女性が個性と能力を発揮できる機会の提供

(1) 性別による固定的な役割分担意識等の解消

「男だから、女だから」といった性別による固定的な役割分担意識を解消するため、社会生活において長年にわたり踏襲されてきた慣行・しきたりについての実態を把握し、男女共同参画の視点に立った見直しを図ります。

(2) 家庭生活と職業生活、地域活動との両立

仕事と子育てや家族の介護などとを両立できるようにすることが、女性が安心して子どもを産み育て、生き生きと暮らしていく上で重要であることから、仕事と家庭の両立を支援するための各種制度の普及・定着に努めるとともに、家庭や職場、地域などにおいてこれらの両立を支援する気運の醸成等を図ります。

3 男女共同参画社会の実現に向けた体制等の整備

(1) 政策等の決定過程への参画の促進

あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画を促進するため、女性自らの能力・意識の向上等に向けた学習機会の提供等により人材の育成を図るとともに、多様な分野において活躍する人材としての女性の情報を収集し、各種審議会や自治組織等における積極的な登用を進めます。

また、市民生活に身近な女性の声を市政に幅広く反映させるため、女性50人委員会の活用に努めます。

(2) 男女共同参画行政の推進体制の整備

男女共同参画行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国、県、市及び広域市町村圏、事業者並びに市民による協働体制を構築します。

第 8 章 持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり

第 1 節 効率的な行政経営等の推進

<現状と課題>

近年、少子・高齢化、国際化、高度情報化など大きな社会環境の変化に伴い、行政に対する住民のニーズが多様化・高度化し、従来にも増して質の高い行政サービスへの期待が高まっています。

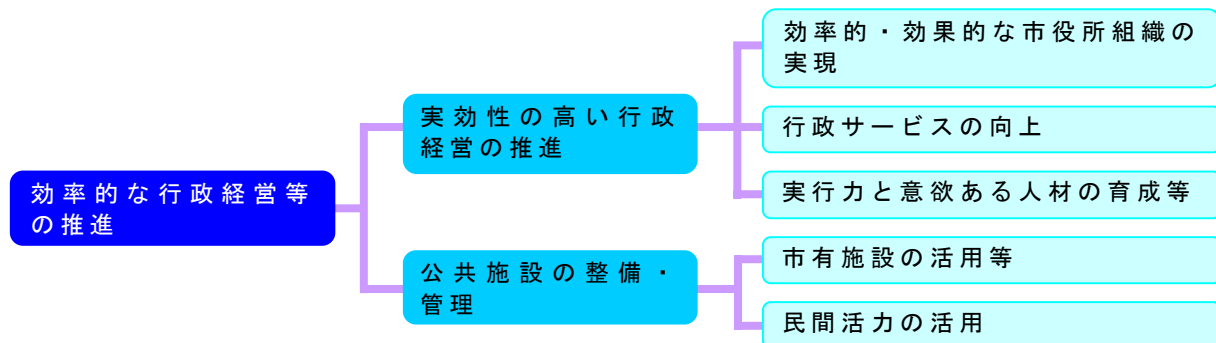
また、地方分権の進展に伴い、国・県の持つ権限が市町村に移譲される中で、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村においては、自主的・主体的な政策判断によりそのニーズを的確に反映したきめ細やかな施策を展開することが求められており、こうした市町村の自己責任能力の違いが、それぞれの行政サービスの質や地域活力の差となって現れる時代になっています。

このような社会情勢の変化に的確に対応し、10万人都市にふさわしいまちづくりを進めるため、本市では、「市政改革大綱」を策定しました。今後は、同大綱に基づき「市民志向の行政改革」を進め、市が果たすべき役割について不断の見直しを行い、行政機構の強化等を図りながら、実効性の高い行政経営を実現していくことが重要です。将来を見据えたビジョンの下で、各種事務事業の目的や必要性、緊急性、成果等を市民に対して明確にし、市民の目線からの事務事業の評価、見直しが継続的に行われる仕組みづくりに取り組むとともに、受け手側の立場に立ったサービスの提供、スピードとコストの観点からの事務処理の改善等に努める必要があります。

また、限られた経営資源を基に、本市の自己責任能力を向上させるためには、これまで以上に各職員の政策形成能力を高めることが不可欠となります。新しい時代にふさわしい地方自治の確立に向けた受け皿づくりのため、行政の様々な分野で新たな課題に積極果敢に取り組む実行力と意欲ある人材の育成が求められます。今後、このような人材を確保・育成していくためには、市民全体から期待される職員像を明確にするとともに、職員の資質や能力、意欲を開発・活用・評価し、適切な人事配置を行う仕組みを体系化し、組織全体の活性化を進める必要があります。

さらに、今後、行政の説明責任の確保と市民サービスの維持・向上を前提として、民間の活力や資源を導入することが可能な業務については、これらを積極的かつ計画的に活用し、質の高いサービスをより効率的・効果的に提供することが求められています。

< 施策の体系 >



< 計画の内容 >

1 実効性の高い行政経営の推進

(1) 効率的・効果的な市役所組織の実現

ア 部局機能の強化

各部局機能の強化を行い，加えて各部局の経営方針を定め自立化を進め，支所とも連携を図りながら新たな行政課題や市民の多様なニーズに柔軟かつ的確，さらに迅速に対応できるように，市役所組織を構築します。

また，各種事務事業などの評価制度を導入し，その結果を市民に分かりやすく提示しながら，事務・事業の執行体制を不断に改善していきます。

イ 職員数の適正な管理

市の財政に占める人件費の抑制が求められる中，今後，市職員のうち，いわゆる「団塊の世代」の定年退職を迎えます。そこで，職員定員適正化方針を策定し，公的サービスの提供に影響がないように職員数の適正管理に努めます。嘱託員及び臨時職員についても，その業務内容と職員数に応じた配置数の適正化を図ります。

また，国や県からの権限移譲や新たに発生する行政事務などに対しても，職員定員適正化方針に基づき適正な管理を行います。

(2) 行政サービスの向上

ア 質の高い行政サービスの提供

常にサービスの受け手側の立場を意識し，市民の視点に立った質の高い行政サービスの提供に努めるとともに，さわやかで心の通う接遇に努めます。

イ 事務処理の迅速化・効率化

窓口業務，事務プロセス，施設業務などを成果と費用及び時間コス

トを意識して、既成のルールにとらわれず、弾力的に見直します。

また、電子市役所などのIT（情報通信技術）を活用した業務改革を進めながら、サービスの質を低下することなく事務の適性化、迅速化、高度化を図ります。

(3) 実行力と意欲ある人材の育成等

職員の政策形成能力の向上と職場の活性化を図るため、職員の積極的な姿勢、達成感、意欲を引き出す新たな人事・給与制度、職員のもっている能力をより一層向上させ、スピードとコストの意識啓発を組み込んだ職員人材育成方針などを早急に定めます。また、職員各自が、「市民」は、市役所の「顧客」であるということを常に意識し、行動します。

さらに、「まちづくりの主役は市民」であり、市民の立場に立った市民本位の公共サービスを遂行するため、市民に親しまれ、信頼されるよう努めます。

2 公共施設の整備・管理

(1) 市有施設の活用等

市が所有する施設については市民にとって使いやすく利用価値があるように改善・整備を行いながらその有効活用を図ります。

また、類似施設の統合やその役割を終えたもの、利用頻度の少ないものなどの廃止、使用者が限定されているものの施設譲渡を行い、適正な財産管理を行います。

(2) 民間活力の活用

民間の活力や資源を導入することが可能な業務については、行政サービスの向上と地域経済活性化の観点から、「アウトソーシング方針※」を基に積極的かつ計画的に外部委託や民営化を推進します。また、市有施設の管理運営について、可能なものから民間委託などに向けた検討を行います。

既に委託しているものについては、その委託方法や委託内容が合理的であるか否かを再度確認し、新たに委託の必要があれば指定管理者制度を導入します。

なお、施設の改修、整備の必要が生じた場合は、PFI※を含むPPP※など民間資金の活用を積極的に推進します。

- ※アウトソーシング方針⇒本市の市政改革に関する取組の中で、市の施設や事務事業の外部委託化や民営化、さらには、施設の統廃合などの方針を示したものの。
- ※PFI⇒Private Finance Initiative（プライベート-ファイナンス-イニシアチブ）の略称。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法のこと。
- ※PPP⇒Public Private Partnership（パブリック-プライベート-パートナーシップ）の略称。公共と民間とが共同して公共サービスを効率的かつ効果的に提供する事業化手法のこと。

第2節 健全で安定的な財政運営の推進

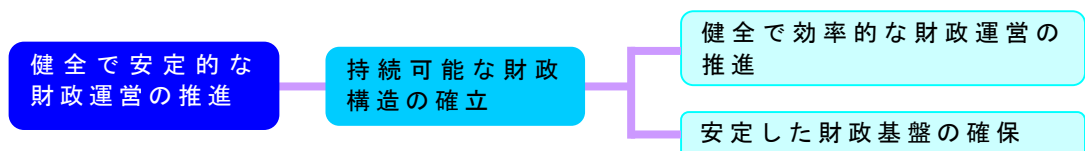
<現状と課題>

本市の財政は、歳入においては市税等の自主財源が少なく、歳出においては、人件費や公債費などの義務的経費が多くを占めており、そのため投資的経費に振り向ける財源が少なく弾力性に乏しい財政構造となっています。

近年、一定の景気回復の兆しはみられるものの、中長期的な見通しは依然として不透明であることや少子・高齢化の進行が顕著であることなどから、市税等の収入の伸びが見込めない中で、歳出面ではさらに義務的経費が増加するなど今後も厳しい財政状況が続くものと予想されます。一方、地方分権の進展に伴う行政権限の拡大など、地方行政としての役割・責任がますます増大し、さらに成熟社会の中で市民の行政サービスに対するニーズが多様化・高度化してきている状況にあります。

このような状況に対応していくためには、長期的な行政経営の視点から、より一層の健全で効率的な財政運営を進めるとともに、自立性の高い、安定した財政基盤を確保するなど、持続可能な財政構造を確立することが重要な課題となっています。

<施策の体系>



<計画の内容>

1 持続可能な財政構造の確立

(1) 健全で効率的な財政運営の推進

ア 中長期的展望に立った財政運営の推進

今後10年間において持続可能な財政構造への転換を図るため、「財政健全化計画・中長期財政運営指針」を踏まえた予算編成を行い、市債残高の削減に努めながら経費全般の徹底的な見直しを進めます。

イ 企業会計制度の導入

資産や負債等のストック（保有）情報として企業会計制度の考えに基づくバランスシート（貸借対照表）や行政コスト計算書を作成し、行財政運営に係る財務状況や運営コスト情報を市民に明らかにし、財政運営の透明性を高めます。

ウ コストの縮減・合理化

職員のコスト意識の向上を図り、資産の有効活用や経営の在り方などを積極的に見直します。

また、入札・契約制度については、透明化、適正化、多様化を図りながら、受注者と一体となった工事コストの縮減に取り組みます。

さらに、継続的に交付している補助金について、その目的、果たしてきた役割、市民への影響などを検証し、整理・統合を図ります。

(2) 安定した財政基盤の確保

ア 自主財源の確保

市税の課税客体の実態を的確に把握し、課税の公平に努めるとともに、市民の納税意識の高揚と収納率の向上を図り、自主財源の確保に努めます。

イ 計画的な起債

将来の財政負担を考慮して、標準財政規模の推移を見極めながら、事業の適正な選択と計画的な起債に努めます。

ウ 受益者負担の適正化

各種市民サービスの対価として徴収する使用料・手数料を受益者負担の視点から検証し、公平な基準により、透明・公正なものになるよう努めます。

第2部 薩摩川内一体化躍動プランの推進

本市は、平成16年10月、1市4町4村の合併により誕生したまちです。地域住民に最も身近な自治体として、少子・高齢化の進行、高度情報化や国際化の一層の進展、行政に対する住民ニーズの多様化・高度化など、時代の急激な変化に的確に対応しながら、将来にわたって持続的に、住民福祉の向上と地域社会の発展を図るため、また、益々激化していくと予想される都市間競争を勝ち抜いていくため、この合併は成し遂げられました。今後は、県内の「地域中核市」の一つである10万人都市として、あるいは、南九州の拠点都市として、これまで以上に多様な機能・役割を担い、九州南西部地域全体の飛躍にも貢献していくことが、内外から求められるものと考えられます。

一方、合併前の各市町村においては、長年、貴重な地域資源を育みながら、それぞれの特性や立地条件を活かした個性豊かなまちづくりが積み重ねられてきました。こうした各地域の多彩な価値は本市にしっかりと受け継がれています。

これらを踏まえ、今後の本市のまちづくりにおいては、各地域の歴史に根ざした多様な個性・魅力に更に磨きをかけるとともに、相互の連携を強化することによって、本市全体としての新たな歴史と価値を構築していくことが重要であるとの考え方に立ち、「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」を基本理念に据えています。また、この基本理念の具現化に向けて、10万人都市である本市の潜在力を最大限に発揮するため、「市民が創り 市民が育む 交流躍動都市」を目指すべき将来都市像として掲げています。

今後は、この将来都市像の実現を目指して、市民自らが考え、市民自らが地域づくりに主体的に取り組むことを基本としながら、市内各地域の連携の強化、市民の一体感の醸成に資する施策を着実に展開していくことが極めて重要です。

この「第2部 薩摩川内一体化躍動プランの推進」は、第1部において掲げられたものも含め、将来都市像の実現と本市の速やかな一体化の促進のために重点的かつ戦略的に取り組むべき施策を明らかにしたものです。具体的には、

- ① 各地域が本来持っている地域らしさをこれまで以上に育むための「**地域力再生プロジェクト**」
 - ② 本市の持つ都市基盤、生活・産業基盤を市全体で分担・連携する等により、より魅力の高い都市機能を充実させるための「**都市力創出プロジェクト**」
 - ③ 本市の「地域力」と「都市力」を活用して、内外との交流を活発化するとともに、本市の魅力に対する認知度を高め、市民一人一人が誇りを持てるまちづくりを進める「**交流活力創出（都市ブランド力向上）プロジェクト**」
 - ④ 上記の三つのプロジェクトを推進する上での基礎となる、民間と行政との「**協働社会**」を確立するための改革に取り組む「**市政改革プロジェクト**」
- の四つのプロジェクトから成ります。分野ごとに施策の方向を記した第1部とは別の観点から、各分野体系を横断する、又は複数の分野体系にまたがる重点

施策を取りまとめたものが、この「薩摩川内一体化躍動プラン」です。

1 地域力再生プロジェクト

本市は、面積が広く、都市機能が集積している地域、緑豊かな農山村や趣のある温泉街地域、変化に富んだ海岸線を有する地域など、多彩な特性を持つ地域が結集した自治体であり、それぞれの特性に根ざす多彩な文化や風土が形成されています。

少子・高齢化の進行に伴う地域経済の活力の低下、福祉サービスに対するニーズの多様化・高度化等の問題に対応するには、その糸口として、市民生活の基盤となる各地区のコミュニティの活性化・基盤の強化を図ることが重要な課題となります。そのためには、市民一人一人が郷土に対する愛着を抱き、自らの地域は自らが守り、育み、共に支えることを基本としながら、各地域において長年培われ、住民の暮らしの基盤となってきた伝統・文化、自然環境など、個性豊かな「地域らしさ」を最大限に活かし、その魅力に更に磨きをかけていくことが必要です。また、そうすることで、それぞれの地域が、時流に応じて新たな歴史を刻みながら、新たな価値を生み出すことが可能になるものと思われまます。

こうした各地域の「地域力」の再生・創造に向けて特に高い効果を有すると考えられる以下の施策を、「地域力再生プロジェクト」として位置付け、重点的かつ戦略的に推進します。

(1) 地区コミュニティ主体の地域づくり

- ① 地区コミュニティ協議会制度の充実，地区振興計画に基づく事業への支援
- ② コミュニティ活動等への支援強化
- ③ コミュニティ活動環境の整備

(2) 地域を支える人を育てるまちづくり

- ① 生涯学習の推進
- ② 郷土愛を育む教育の推進

(3) 地域資源を大切にすまちづくり

- ① 地域文化の保存・継承
- ② 環境保全活動の促進，優れた自然環境の保全，自然環境とふれあう空間の形成

(4) 住民が共に助け合い，支え合うまちづくり

- ① 保健・医療の充実

- ② 地域福祉社会の形成，高齢者福祉の充実，子育て支援・児童福祉の充実，障害者（児）福祉の推進

2 都市力創出プロジェクト

本市においては、市民生活を支え、産業活動や内外の交流活動の基盤となる様々な都市機能が蓄積されています。加えて、九州新幹線鹿児島ルートや南九州西回り自動車道の全線開通が控えており、これまで以上に人・モノの流れが活発化するものと考えられます。

一方、近年の交通・情報基盤の充実等に伴い、市民の日常生活圏・経済活動圏は急速に拡大し、今後、都市間競争は益々激しくなるものと見込まれます。こうした事態に適切に対処するには、先の合併によって得られた10万人都市としてのスケールメリットを十分に活用することにより、本市全体としての競争力を高めていくことが肝要です。このため、各地域の拠点的機能の役割分担と連携を図るとともに、快適で利便性の高い社会基盤の整備・充実を進め、魅力ある都市機能の強化に努めることが必要です。また、本市の均衡ある一体的な発展を図るため、過疎・辺地・離島地域の振興策を総合的に展開していくことも重要です。

本市全体としての「都市力」の発揮・創出に向けて特に高い効果を有すると考えられる以下の施策を、「都市力創出プロジェクト」として位置付け、重点的かつ戦略的に推進します。

(1) 利便性の高い都市づくり

- ① 市街地等の整備と拠点づくり
- ② 公営住宅の計画的な整備及び維持管理の推進
- ③ 道路・交通ネットワークの整備
- ④ 情報通信基盤の整備

(2) 拠点的機能を活かしたまちづくり

- ① 土地区画整理事業の推進
- ② 産業拠点の整備・活用の推進
- ③ 港湾施設の充実及び利用促進
- ④ 公園緑地の整備、河川等における環境の保全・整備

(3) 均衡のとれたまちづくり

- ① 過疎・辺地・離島地域の振興

過疎地域自立促進計画、辺地総合整備計画又は離島振興計画に沿って、産業の振興、観光の開発、道路・港湾等交通通信体系の整備、生活環境の整備、地域間交流の促進等の施策を総合的に展開することで、過疎・辺地・離島地域の自立を促進するとともに、本市の均衡ある一体的な発展を図ります。

- ② 定住促進対策の推進

3 交流活力創出（都市ブランド力向上）プロジェクト

各地域の「地域力」を活かしながら、本市の「都市力」を強化し、10万人都市である本市の潜在力を最大限に発揮するためには、まず、市内の各地域間の連携を強化することで、相乗効果を導き出していくことが重要です。また、こうした相乗効果により得られた本市の様々な魅力を積極的に情報発信していくことも重要です。これにより、全国における薩摩川内市の認知度が上昇し、「都市ブランド力」が高まるものと考えられます。

さらに、この「都市ブランド力」を有効に活用し、九州新幹線や南九州西回り自動車道の全線開通も見据えつつ、市外との人・モノの交流を更に促進することで、本市に新たな活力が生まれることも期待されます。本市に新たな歴史と価値が構築され、市民一人一人が住むことに誇りを持つことができるまちづくりが可能になるとともに、市民の一体感の醸成にも資するものと思われまます。

なお、本市の「交流活力」創出、「都市ブランド力」向上に向けた取組を実践する主役は市民です。市民それぞれが協働し、自ら内外への情報発信等を積極的に行うことで、全国に誇ることでできる人材資源が本市に蓄積されます。こうしたまちづくりの中心的役割を担うことでできる多様な人材を育成していくことも重要です。

本市の「交流活力」創出、「都市ブランド力」向上に特に高い効果を有すると考えられる以下の施策を、「交流活力創出（都市ブランド力向上）プロジェクト」として位置付け、重点的かつ戦略的に推進します。

(1) 情報発信力を高め、新たな活力を導くまちづくり

- ① 薩摩川内経済圏の創出
- ② 新規企業立地の促進
- ③ 観光資源の総合的かつ複合的な活用
- ④ 美しい景観の形成

美しく風格のある景観の形成は、都市アメニティ豊かな生活空間の構築に資するのみならず、本市が内外に誇ることでできる新たな観光資源等として活用することも可能であると考えられることから、既存の自然環境、歴史・文化資源など各地域の特性も活かしつつ、住民の意見も踏まえ、景観法に基づく各般の取組を進めるなど、市民共通の財産としての良好な景観の整備・保全・創出を図ります

- ⑤ 情報発信力を有する多様な人材の確保・育成

市内の各地域において、あるいは、農林水産業、観光、スポーツ、芸術文化、商工業などの各分野において、情報通信技術等を活用しながら、それぞれの個性や特性を内外に積極的に情報発信することができる人材を育成するとともに、これらの取組の中核となるリーダーの確保に努め

ます。

(2) 内外との交流・連携が盛んなまちづくり

- ① 観光ネットワークの形成，スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致，観光施設の機能の充実
- ② 国際交流の推進，国内・地域間交流の推進

4 市政改革プロジェクト

少子・高齢化の進行，地方分権の急速な進展や行政に対する市民ニーズの多様化・高度化など，経済社会情勢の変化に的確に対応しながら，前述した各プロジェクトを着実に展開していくためには，従来の行政主導のまちづくりではなく，市民をはじめとする民間と行政とが新たな「対等と協力」の視点から相互の関係を見直し，適切な役割分担の下でより良いまちづくりを目指す「協働社会」の実現が必要となっています。まちづくりの主役は市民であり，市民，市民団体，NPO・ボランティア，企業等も責任ある主体として本市の都市経営に自主的に参画することが求められます。

このため，今後は，様々な分野で市が果たすべき役割について抜本的な見直しを行うとともに，民間の活力・能力・資源を積極的に導入すること等により，市民志向の行政改革「市政改革」を進め，持続可能で実効性の高い行政システムへの転換を図ることが重要となります。こうした改革によって得られた都市の総合力の差が，各自治体における行政サービスの質や地域活力の格差となって現れます。

先の三つのプロジェクトを推進する上での基礎・前提となる市政の改革を実行するための以下の施策を，「市政改革プロジェクト」として位置付け，計画的かつ確実に推進していきます。

(1) 市民と行政とが共に歩むまちづくり

① 市民参画の推進

(2) 市民に親しまれ信頼される市役所づくり

① 効率的な行政経営等の推進

② 健全で安定的な財政運営の推進

(3) 地区コミュニティ協議会との協働によるまちづくり

① 地区コミュニティを活かした仕組みづくり